

第三期福島県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況（令和 7 年度）

1 はじめに

本資料は、令和 7 年度を始期とする第三期福島県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」という。）の進捗状況について報告するものである。

子ども・子育て支援事業支援計画については、各市町村が子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 61 条に基づき市町村計画（R 7～R 11）を策定し、教育・保育、地域子育て支援の各種事業の量の見込みと確保方策を定めている。県は、法第 62 条に基づき、市町村が策定した計画の数値を積み上げて、県計画を策定している。

県計画の中身は、大きく「①保育・教育の状況」、「②地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、①については「量の見込み・需要」と「確保方策・供給」を、②については各事業の実施市町村数について、まとめている。次項を報告概要として資料 3 - 2 ～ 3 - 4 を御確認いただきたい。

2 報告概要

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策：資料 3 - 2

市町村ごとでは、「需要と供給の差（供給－需要）」がマイナスとなっている市町村があるものの、県全体（合計）では、令和 6 年度に続き、令和 7 年度実績においても全区分で供給が需要を上回った。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の量の見込みと確保方策：資料 3 - 3

「量の見込みの実績（需要）と確保方策の実績（供給）の差（供給－需要）」がプラスとなっており、法定基準よりも多くの雇用を確保しているが、多様な保育に対応するためには、保育士等の不足を感じている市町村は少なくなく、定員まで預かれない施設も発生している。県では、保育士・保育所支援センターを活用した就職斡旋、相談や、保育士や保育所管理者を対象にした研修等を実施し、人材の確保、定着を図っており、引き続き、保育士等確保の各種施策を推進する。

(3) 令和 7 年度子ども・子育て支援交付金実績：資料 3 - 4

地域子ども・子育て支援事業の財源となる子ども・子育て支援交付金（国県補助金）の令和 7 年度交付実績を市町村別、事業別にまとめたものである。

令和 7 年度は 56 市町村に補助金を交付した（前年度より 1 市町村多い）。事業を実施している市町村でも、子ども・子育て支援交付金を活用していない市町村があるため、計画数との乖離が発生している。今後も多くの市町村で各種事業が実施されるよう、補助制度について周知を図り、活用を促していく。